

加古川市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施要綱

令和5年10月6日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診料を助成し、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 初回産科受診料の助成の対象となる者は、加古川市内に住所を有し、市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、申請時点における当該年度（4月1日から5月31日までに申請した場合は、前年度の住民税）において住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者とする。ただし、当該者の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、次の各号に同意する者に限る。

- (1) 所得の状況を確認するため、市が世帯の課税状況を確認すること。
 - (2) 妊婦健康診査を実施する医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、当該者に対する支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診の状況や、家庭の状況等を含む。）を共有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、助成対象者としてすることができる。

(助成する初回産科受診料の範囲と費用)

第3条 助成の対象となる費用は、初回産科受診料（医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用）とする。ただし、次の費用は助成の対象としない。

- (1) 保険診療が適用となる検査費用
- (2) 妊婦健康診査費助成事業の対象となる検査費用
- (3) 文書料

2 助成する費用は、10,000円を上限とする。

(助成券の交付等)

第4条 次項に規定する低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券の交付を受けようとする者は、加古川市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに内容の審査を行い、助成対象者と認めるときは、低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成券（様式第2号。以下「助

成券」という。)を交付し、不承認と決定したときは加古川市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成の方法)

第5条 前条の規定により助成券の交付を受けた者は、協力医療機関(兵庫県と集合委託契約を締結した医療機関を言う。以下同じ。)に助成券を提出することにより、初回産科受診を受けるものとする。

2 市長は、対象者が前項の規定により初回産科受診を受けた場合、費用の助成として、当該対象者に支給すべき額の限度において、当該対象者が当該初回産科受診に関し当該協力医療機関に支払うべき費用を、当該対象者に代わり当該協力医療機関に支払う。

(償還払いによる助成)

第6条 前条の規定にかかわらず、助成券を使用せずに初回産科受診をした場合又は協力医療機関以外の医療機関等で初回産科受診をした場合は、償還払いにより助成を行うことができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、領収書(受診日、検査料等が明記された医療機関等発行のもの)を添えて、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業請求書(償還払い用)(様式第4号)により、初回の受診日から6か月以内(当該期間の末日が加古川市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第2項第1号に規定する当該期間である場合は、その翌日を末日とする。)に、初回産科受診料を市長へ請求するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、初回の受診日から1年以内限り、初回産科受診料を市長へ請求できるものとする。

3 市長は前項に規定する請求があった場合は、速やかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、支給決定後30日以内に支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって、助成を受けた者に対し、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。